

告 示

埼玉県告示第千百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット美女木店

埼玉県戸田市美女木千三百二十三―六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- (1) 戸田市が平成二十三年四月策定した「戸田市中小企業振興条例」並びに埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、地域商業活性化の中心的担い手である戸田市商工会・出店地域商店会及び戸田市商店会連合会に加入し、地域の祭りや各種行事などへの参加・協力等、地域事業者と共に適正な商業環境と住みよいまちづくりの実現にご協力いただきたい。
- (2) 届出変更及び退店となった場合等については、早期に情報提供をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十七年十月九日から平成二十七年十一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター